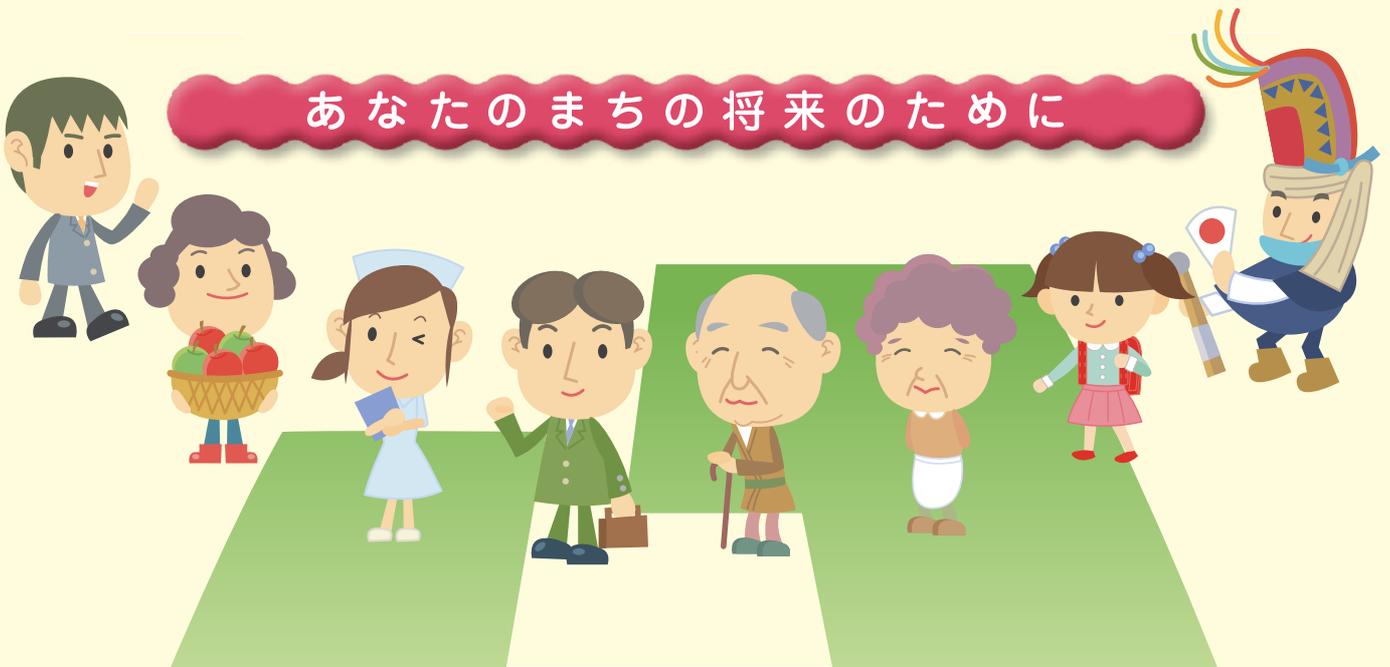


いっしょに 考えましょう! 市町村合併

あなたのまちの将来のために



- 1 青森県市町村合併推進構想ってなに? 1
- 2 市町村の状況はどうなっているの? 2
- 3 なぜ市町村合併が必要なの? 4
- 4 合併するとどんな効果があるの? 5
- 5 合併の組合せはどうなるの? 7
- 6 どんな合併支援策があるの? 9
- 7 市町村合併の手続きはどうなっているの? 10

1

青森県市町村合併推進構想ってなに？

旧合併特例法では、

「市町村の合併の特例に関する法律」（「旧合併特例法」）の下、全国的に市町村合併が進展しました。

	〈平成11年3月末〉	→	〈平成18年3月末〉
全 国 の市町村数	3,232	→	1,821 (▲43.6%)
青森県の市町村数	67	→	40 (▲40.3%)

一方、県内では、合併に至らなかった市町村が23市町村あり、人口1万人未満の小規模町村は12町村（全体の30.0%）とその割合は依然として全国平均（同26.8%）に比べて高い状況となっています。

国では、

平成17年4月1日「市町村の合併の特例等に関する法律」（「新合併特例法」）が施行され、引き続き自主的な市町村の合併を推進するため、都道府県は、国の指針に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めることとされています。

青森県では、

「市町村合併は、市町村の行財政基盤や自治能力の充実強化を図るための有効な手段」であることから、新合併特例法下においても、自主的な市町村合併をさらに推進するため、平成18年10月「青森県市町村合併推進構想」を策定しました。

今後、新合併特例法の期限である平成22年3月まで、この構想に基づき、市町村合併の取組が積極的に推進されるよう支援していきます。



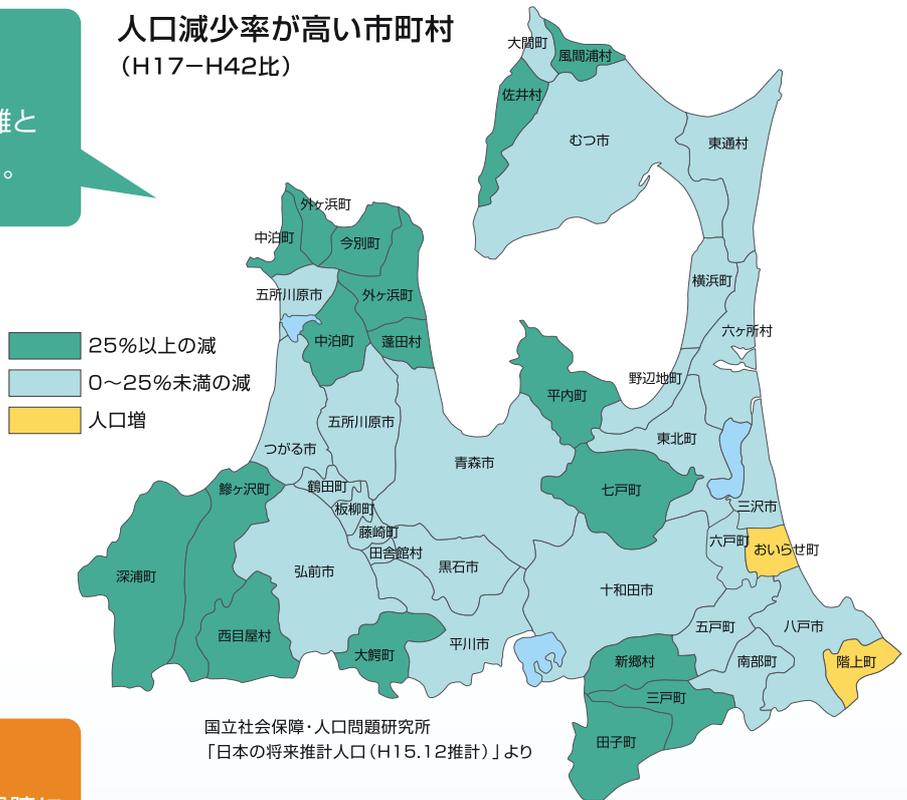
さらに市町村合併を推進するんだね。

2 市町村の状況はどうなっているの？

人口減少、少子高齢化の進展

急激な人口減少
 税収や人材の確保が困難と
 なることが予想されます。

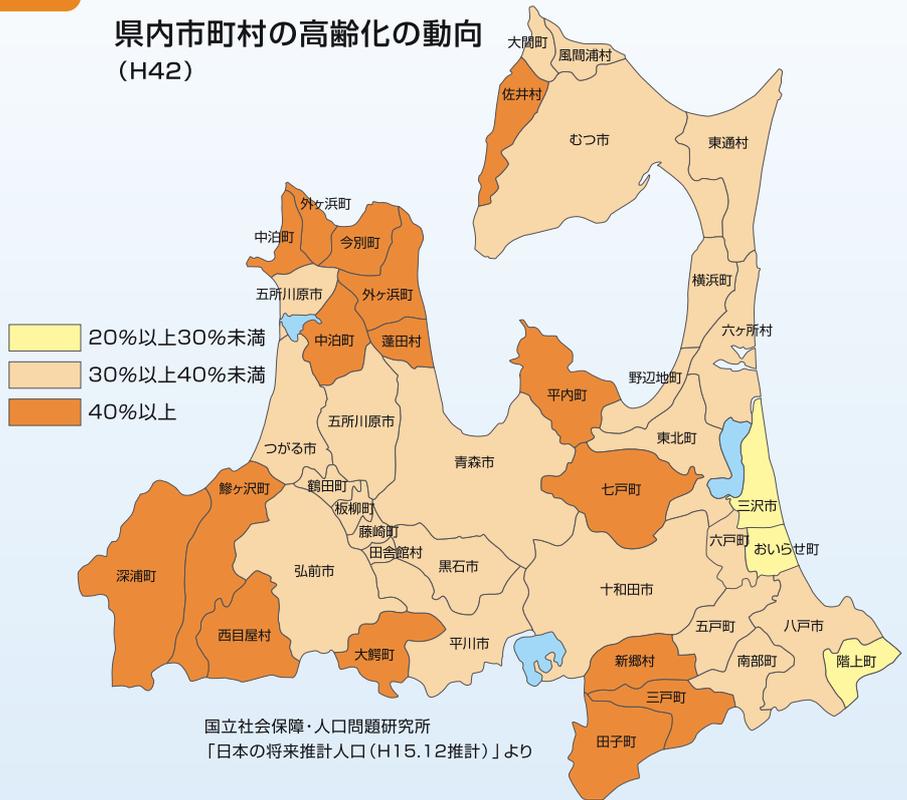
人口減少率が高い市町村
 (H17-H42比)



国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口(H15.12推計)」より

高齢人口の増加
 医療や介護などの社会保障に
 必要な経費がますます増えて
 いくことが予想されます。

県内市町村の高齢化の動向
 (H42)



国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口(H15.12推計)」より

ほとんどの市町村で
 人口は減っていくけど、
 お年寄りの割合は
 増えていくんだね。



このままで、
 老後は大丈夫なのかな。

厳しい財政状況

今後、県内市町村の行財政運営を取り巻く環境はますます厳しくなり、特に財政基盤が弱い人口1万人未満の小規模の町村において、その影響は大きいと予想されています。

将来にわたる財政負担の推移 (青森県)

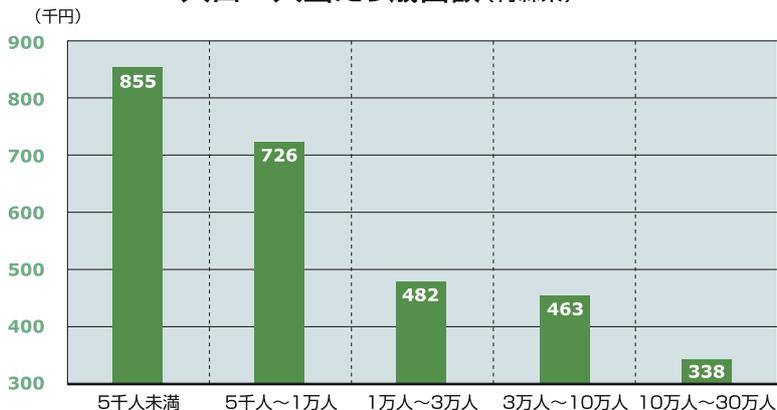


※ 将来にわたる財政負担額
= 地方債現在高 - 積立金現在高

人口一人当たりで比べてみると、1万人未満の町村では、大きな市の倍以上の経費がかかっているんだね。

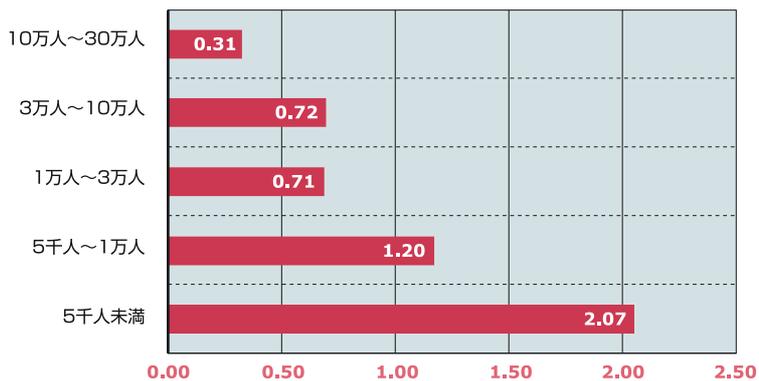


人口一人当たり歳出額 (青森県)



(平成16年度普通会計決算)

人件費支出/地方税収 (青森県)



(平成16年度普通会計決算)

1万人未満の町村では、税金だけでは、職員の人件費すら賄えないということね。



3

なぜ市町村合併が必要なの？

自治能力の
向上のために

地方分権の進展
市町村が、自己決定、
自己責任で対応

人口減少、少子高齢化、
財政の逼迫化に対応

より一層の自治能力の
向上が必要に

新たな地域
づくりのために

自動車が普及、道路など
交通網の発達
インターネットなどの
情報通信網の発達

住民の日常の生活圏は
市町村の区域を越えて拡大

日常生活圏を基礎とした
新たな地域づくりが必要に

市町村は、消防・防災、ゴミ処理などの環境衛生、医療・介護などの社会福祉等の住民に身近なサービスを将来にわたり持続的に提供していく必要があります。

このための手段として、

市 町 村 合 併

4

合併するとどんな効果があるの？

旧合併特例法に基づいて合併した県内の市町では、次のような効果が現れています。

行政体制の 強化・効率化



<例>

- 健全な財政運営を行うため、財政課を新設した。(東北町)
- 農産物のブランド確立に向けた支援体制を強化できた。(平川市)
- グリーンツーリズム推進室を設置し、都市と農村との交流を積極的に推進する体制を整えることができた。(南部町)
- 観光交流部を新設し、観光部門を強化した。(十和田市)
- 管理部門の整理統合、人件費等の経費削減が図られた。(五戸町など14団体)



住民サービスの 維持向上

<例>

- 土日の窓口業務実施 (つがる市)
- 学校給食の実現 (外ヶ浜町、平川市)
- 幼稚園入園年齢の引下げ (南部町)
- 学区見直しによる遠距離通学の解消 (おいらせ町)
- ごみ収集回数の増加等 (五戸町、平川市、弘前市)
- 町民バス等の運行 (外ヶ浜町、七戸町、東北町)
- 使用料・手数料の引下げ (五戸町など12団体)



住民自治の 活発化

<例>

- 十和田市、五所川原市及び中泊町には地域審議会が、八戸市及び青森市には地域自治区が設置され、合併後のまちづくりなどについて地域住民による議論がなされている。

地域の 活性化



<例>

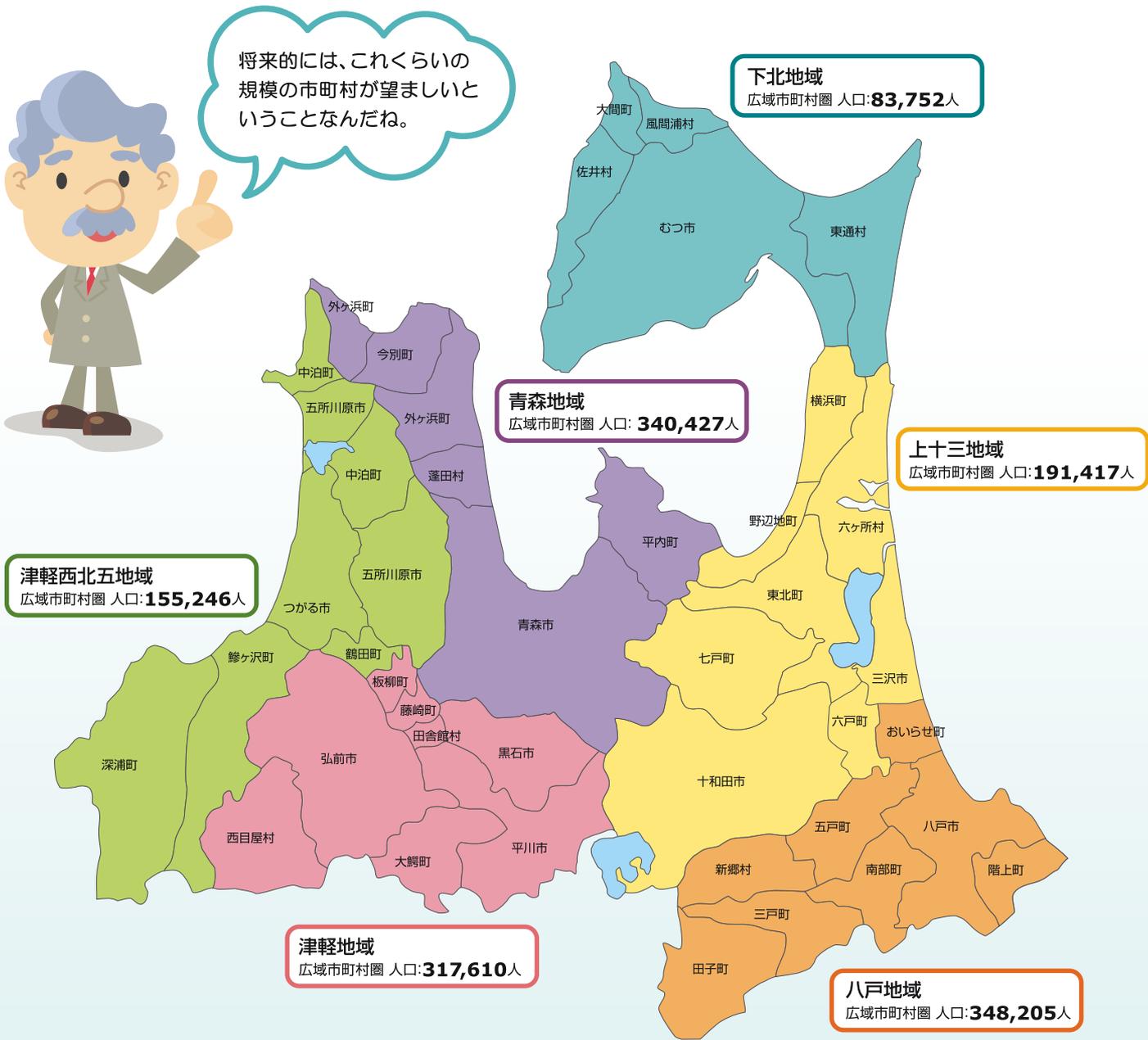
- 従来から実施してきたイベントについて、合併により参加者が増加し、地域間のつながりが深まった。(おいらせ町)
- 区域が広がったことにより、より魅力的な観光プランを提供することが可能となった。(十和田市)
- 観光による地域活性化の機運が高まり、地産地消の会などの団体の活動が活発化した。(深浦町)
- 旧名川町の伝統行事「えんぶり」を新町全体に広げた。(南部町)

5 合併の組合せはどうなるの？

将来的な市町村の望ましい姿は・・・

- ・生活圏の一体性
- ・基礎自治体としての望ましい規模の確保
- ・広域行政の状況
- ・持続可能な均衡ある発展

などの点から展望すると、現在、県内にある6つの広域市町村圏が、1つの方向性と考えられます。



(圏域人口:「平成17年国勢調査」より)

(注) 広域市町村圏とは？

「広域市町村圏」は、都市に住み、周辺の農山漁村でレジャーを楽しむ、あるいは農村に住み、都市の職場に通勤したり、ショッピングを楽しむなど、市町村の枠を越えて広域化している地域住民の生活に対応した広域的な行政を推進するため、概ね人口10万人以上の日常社会生活圏を基礎に昭和45年から設置されてきた圏域です。

現在、各広域市町村圏では、構成市町村が共同で消防、ごみ処理等の事務や地域活性化事業などを実施しています。

市町村合併推進構想における合併の組合せは・・・

新合併特例法の期限である平成22年3月まで、合併を推進する必要があると認められる組合せについては、

- 1 旧法下において合併が行われなかった23市町村
- 2 人口1万人未満の小規模町村
- 3 合併の意向がある市町村

を対象に検討した結果、



県は、審議会の意見や地元の意向等を踏まえ、市町村合併推進構想において、合併の組合せとして、「平川市と田舎館村」、「五戸町と新郷村」を位置付けています。

このほかの構想対象市町村の組合せについては、市町村の意向を把握しながら、地元における合併機運に応じて段階的に構想に位置付けていくこととしています。

構想対象市町村の組合せ（平成18年10月）

平川市と田舎館村



五戸町と新郷村



6

どんな合併支援策があるの？

新合併特例法下においても、自主的な市町村の合併を推進するため、県では必要な助言や情報提供、広報啓発を行っていくとともに、構想対象市町村等に対しては、行財政支援や人的支援など、市町村合併の検討から合併後の新市町のまちづくりに至るまで連続的かつ総合的な支援策を講じることとしています。

県の合併支援策

(平成18年10月策定)

1 対象地域

- (1) 構想に位置付けられた構想対象市町村
- (2) 新合併特例法に基づく合併市町村

2 支援策の区分

- (1) 行政支援策 (2) 財政支援策 (3) 人的支援策 (4) その他の支援策

財政支援策として、新たに「市町村合併特別交付金」を創設しました。

交付金額

$(2\text{億円} + n \times 1\text{億円}) + (\text{小規模町村数} \times 1\text{億円})$

n : 合併関係市町村数 - 2

小規模町村 : 人口1万人未満の町村

(参考) 平川市と田舎館村、五戸町と新郷村の場合、
合併関係市町村数が2、小規模町村が1、となることから、
 $(2\text{億円} + (2 - 2) \times 1\text{億円}) + (1 \times 1\text{億円}) = 3\text{億円}$ となります。

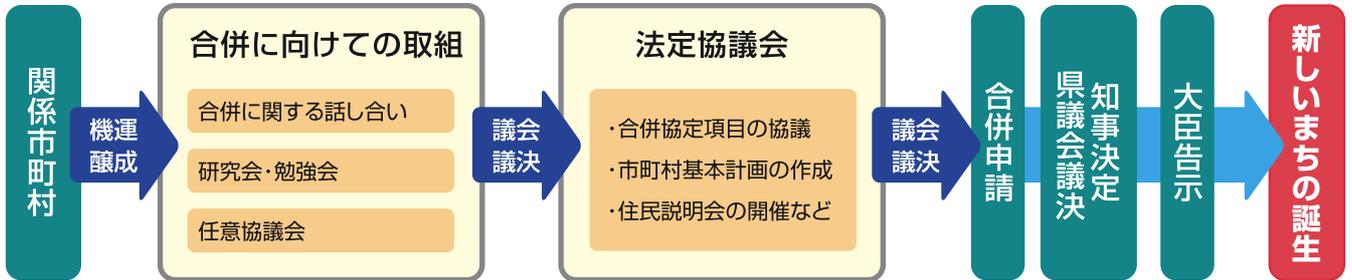


国の合併支援策

国においては、平成17年8月新市町村合併支援プランを策定し、合併市町村のまちづくりに対する財政措置などを講じることとしています。

7 市町村合併の手続はどうなっているの？

市町村合併の手続の流れ



市町村合併推進のための方策



このように、新合併特例法では、都道府県知事は、構想に基づき、合併協議会の設置や合併協議の推進に関する勧告、合併協議におけるあっせん・調停を行うことができるとされています。こうした県の役割は、構想対象市町村の合併協議の推進を促すためのものであることから、関係市町村の意向や議論の状況等を踏まえ、適切に対応していくこととしています。



ご意見・お問合せはこちらまで

青森県 総務部 市町村振興課 市町村合併推進グループ

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

電話:017-734-9077 FAX:017-734-8009

E-mail:shichoson@pref.aomori.lg.jp

URL:<http://www.pref.aomori.lg.jp/gappei/>

この印刷物は2,500部作成し、印刷経費は1部当たり114円です。